

## 万一、オオクチバスが特定外来生物に指定されたとしたら どのような問題が懸念される(生ずる)か

財団法人日本釣振興会

今、全国で300万人と言われるバス釣り愛好者をはじめとする釣り人や、バス釣りを直接・間接的に生業として営んでいる漁協・釣メーカー、小売店などの他、民宿やコンビニなど多くの影響のある関係者、同様に、内水面漁業者や魚類学者の人達が、それぞれ複雑な思いで今回の特定外来生物選定の結果を見守っています。

釣り人であっても、漁業者であっても、外来魚問題やオオクチバス指定の是非について、必ずしも考え方が完全に一致しているわけではなく、それぞれ多様な考え方を持っている事も事実です。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に関して、9月に、全国の釣団体や釣り人、そして(財)日本釣振興会(以下、日釣振)に関わりのある203の団体や企業にアンケートを実施し、172件の回答を得ました。

その項目のひとつ、「今回の政令でオオクチバスを特定外来生物に選定すべきか否か」については、172件中、その他を選択したものを除く163件のうち、選定されるべきが4件(2.4%)、選定されるべきでないが159件(97.5%)と、圧倒的に選定すべきではないとの意見が多いという結果でした。これは、7月に実施された環境省のパブリックコメントの結果とほぼ同様のものでした。

今回のアンケートの中には、溪流・アユ・ヘラブナ釣りなど、必ずしもバスフィッシングを快く思っていない団体もある中でのこの数値は、予想を上回るものでした。

日釣振でも、今回のオオクチバス選定の是非については、「数多くの点で問題を残している現在、短期間の協議で特定外来生物に選定される状況ではない」という考え方が、全役員で一致しております。

以下、懸念される主な問題点を考えてみます。

- (1) 県・市町村など地方自治体の中で、今回の法律の内容が十分に精査されないまま、一気にキャッチアンドリリース禁止や、全面駆除の条例化等が施行されることが懸念されます。そうなれば実質的にバス釣り禁止場所が増加することが予想されます。
- (2) 教育現場でも、現状や実態をご存じない先生達が、子供達に偏った且つ事実と異なる事を教えることにならないか懸念されます。
- (3) 純粋にバス釣りを楽しんでいる釣り人も、地域の人達や漁業者から冷視され、結果的にバス釣りができない状況になることを恐れます。
- (4) これまで、バスフィッシングを通して実施してきたゴミ回収・湖底清掃などの自然保護活動が減少することになりかねません。
- (5) バス釣りに直接・間接的に関わり、また生業として営んでいる、全国で数万に及ぶ関連業者や漁業者の人々が、経済的に大きな影響を受けることが予想されます。場合によっては、倒産も続出する可能性が高いと思われます。すでに、これまでも数百のポート業者や民宿、飲食店、バス関連用品関係者は、倒産や廃業など大きな打撃を被っています。また、大手製造メーカーも釣り用品からの撤退を数社が余儀なくされております。選定された場合の経済的影響も検討されるべきではないでしょうか。

(6) 第5種共同漁業権魚種認定の4湖に続いて、全国で数十箇所の漁業組合や観光協会・商工会などがオオクチバスの新たな活用を目指しております。中には、所轄官庁に対して要望書を出している地域もあります。そのような地域からの釣大会やマナー講習会などの要請も大きく減少し、また地域振興の為の様々な日釣振からの協力も減少する事になります。

このような全国的な大きな動きや地域振興・自立の道が閉ざされると共に、現在バスによって成り立っている地域や漁協からの反発が非常に大きいことが予想されます。

また、第5種共同漁業権魚種の次回の免許切り替えが困難になるばかりか、2年前に出された「合意形成ができるまで、ブラックバス等外来魚を対象とする新たな魚種認定免許は行なってはならない」との農林水産大臣指示が撤回される可能性がほとんど考えられなくなります。

(7) これまで、市町村や教育委員会がサポートし、多くのファミリーや子供達が参加をしていた、地域でのバス釣大会の開催が難しくなります。また、釣を通しての自然とのふれあいや野外体験など、更に自然から子供たちを遠ざけることになります。

(8) 今回の法案成立により、釣り人の危機感とともに、問題解決をしていく為の一体感も醸成されつつあります。バス問題をはじめ、「当会からの提案(別添)」のような、生態系保全や環境美化、釣マナーの向上等、前向きな意見が数多く出始めています。

また、今回のアンケートで、大半の当会関係者や釣り人の間でも、あらためてオオクチバスに対して下記のようなコンセンサスを確認する事ができました。

オオクチバスの生息域をこれ以上拡大させない事。

海外からの移入に対して、一定の制限ルールを策定する事。

国内の移動についても一定の制限ルールを策定する事。

今後、希少種の生息する湖沼等においては、釣り人に対しキャッチアンドイト他の防除に協力する事を求めていくこと。

しかし、現時点で、釣り人との合意形成ができていない状態で、オオクチバスが特定外来生物に選定されるとすれば、このような前向きな良い方向性が摘み取られるばかりか、釣り人の協力姿勢が大幅に減少する事が予想されます。

多くの釣り人は、決して自分達の我がままだけを通そうとしているのではありません。本法律の本来の目的に向かって、釣り人が理解でき協力できる仕組みを、できるだけ多くの関係者と一体になって構築すべき時期に来ていると思っております。

1992年のブラジルのリオサミットの頃から、環境や生物多様性の問題が日本でも大きくクローズアップされてまいりました。それから間もなく、「バス害魚論」が駆除派の人達によって叫ばれはじめ、その潮流に乗って一気に全国に広がりました。

更に問題を複雑化させ、釣り人の純粋な釣りに対する気持ちを打ち砕いてしまったことが2つあります。

1つ目は、キャッチアンドリリースを条例等で禁止したこと。

2つ目は、「釣り人によって密放流(不法移殖)が、現在日常的に横行している」と繰り返し発言されていることです。

キャッチアンドリリースという行為は釣った魚をそのまま元に戻す行為で、外来種の生息数が増加することも、生息域が拡大することも100%ありません。

漁業者の方々が駆除をしている一方で、外部から魚を持ち込み増やす行為であれば、それは間違っていると思います。しかし、キャッチアンドリリースは全くそのような行為とは異なります。

次に、不法移植に関してですが、そのようなことは行われていないと確信しておりますし、当初より当会としても不法移植は絶対にあってはならないと思っておりますし、不法移植の断固反対をポスター他などで呼びかけてまいりました。

現在、釣り関係者との合意形成ができていない中で、オオクチバスが特定に指定されますと、別紙のような釣り人からの問題解決に向けての行動・提案など、建設的な方向性を断ち切ることになりかねません。バス問題に対するこれまで長年の経験や経緯から見ても、強引な手法では決して真の解決はできないということを、多くの人々に理解され始めていると思います。

このように釣り関係者にとりまして、今複雑な思いが錯綜しておりますが、今回折角このような話し合いのテーブルが初めて設定されました。これまでの過去の思いは極力捨て、問題解決に向けて異なった意見にも耳を傾け、前向き且つ誠実に取り組んで参る所存です。

これまでも申し上げて参りましたが、当会は日本の自然にふさわしい適正かつ持続的な生態系が守られることを望んでおります。地域や漁業者の人々と連携を取りながら、当会や釣り人が協力していかなければならないことは数多くあると思います。

今後も、当振興会は、釣りの健全な振興及びモラルの向上を図るとともに、自然環境や魚族資源の保護にも積極的に取り組んで参ります。

## **具体的に影響を受けると思われる関係先（個人、団体、企業、商店他）**

日本のバスフィッシングは、直接的なものだけで、年間に約1,000億円の経済効果があると推定されておりますし、社会的な影響も極めて大きいものと認識しております。

### **<直接的>**

- ・釣り人
- ・バス釣団体
- ・バス釣りを積極的に支援し、経済的自立を図ってきた漁協や地域の人々
- ・釣り堀
- ・財団法人日本釣振興会や日本釣用品工業会など関連団体
- ・バス釣りを主体に扱っている雑誌社・放送媒体など
- ・バス釣りを子どもたちの自然体験活動のプログラムに入れているNPO団体等

- ・製造メーカー
- ・卸業者
- ・釣具店
- ・バス専門店
- ・ボート組合
- ・バスガイド業
- ・フィッシングライター
- ・バスボート駐艇場
- ・一部の自治体や、ボーイスカウトや地域団体、バスフィッシングの野外体験を青少年の健全育成の一環として活動していた団体

### **<間接的>**

- (バス釣場近隣地域)
- ・コンビニエンスストア
- ・ガソリンスタンド
- ・飲食店
- ・民宿・旅館等
- ・観光業者
- ・キャンプ場
- ・アウトドア専門店
- ・弁当屋
- ・駐車場
- ・4WDを中心とした車メーカー
- ・公共交通機関
- ・高速道路

## バス問題解決に向けての (財)日本釣振興会からの提案

財団法人日本釣振興会

数年前より、外来魚問題に対しまして、全国で様々な論議を呼んでおります。

そこで、現在の状況を少しでも良い方向に進めるために、(財)日本釣振興会(以下、日釣振)として、釣り人として、何ができるのかを真剣に考え続けて参りました。

これまで、下記の1や2について取り組んできましたが、今回の問題を契機に、今まで以上に、日釣振として釣り人に呼びかけ、共に行動していかなければならないと考えております。さらに、外来魚問題における新たな取り組みとして、下記の3にあるようなことを提案していきたいと考えております。

### 1. 環境美化への積極的な取り組みと地域貢献活動への協力

- (1) 自然環境の保護保全活動を、釣り人や釣り団体と緊密な連携を取り、これまで以上に積極的に推進していきます。まず、河川浄化や湖沼の清掃に積極的に取り組んでいきます。また、場所によっては、川底・湖底清掃などを実施していく予定です。
- (2) 青少年や釣り人に対して、自然環境、生物の生態等の定期講習会を、(社)全日本釣り団体協議会等と連携を取り合って、できる地域から実施していきます。
- (3) 里地里山保全再生モデル事業にも、釣り人に対し積極的な参加を呼びかけていきます。
- (4) 不登校児童や身体障害者の人達にとって、釣りを通しての自然触れ合い体験、野外体験は自立心や生きる力を育み、精神面で憩いや安らぎを感じるなど、多くの効果が実証されておりますが、今後も地域や学校と連携を取り合い、積極的に取り組んでいきます。
- (5) これまで20年以上に亘って、小学校のプールを活用して、生物と触れ合う体験、釣体験事業を実施し、小学校からも好評を頂いておりますが、今後も積極的に活動をします。
- (6) 行政、地域、漁業者の人達との交流・連携を図りながら、外来魚問題を含め、地域での意見交換会等を行ない、実践できることから協力をしていきます。
- (7) 地域や学校と連携を取りながら、自然と触れ合う為の安全マナー基礎知識、野外体験活動などの実践講習等の環境教育を実施していきます。

### 2. 釣り人のマナー・モラル向上の具体的な行動と広報強化

- (1) 地域の釣団体、環境保護団体と連携を取り合って、主たる釣り場にモラルリーダーを育成していく仕組みを作っていきます。
- (2) 「釣り人宣言」に記されている通り、ゴミの持ち帰り・不法駐車禁止などマナー啓発のポスター、マナーハンドブックの作成、マナー講習会等を実施していきます。
- (3) 不法移殖の違反者に対する罰則強化や、外来魚持出し禁止ルールの徹底等、関係省庁へ引き続き要請をしていきます。
- (4) 釣団体・釣具店・ボート店などに、ゴミの持ち帰りなど、マナーアップの為のポスターの掲示等、広報の協力を積極的に呼びかけていきます。
- (5) 釣関連企業のHP、TV コマーシャル、販促チラシ、釣雑誌等への掲載要請を行っていきます。

(6) 釣大会等における清掃事業やマナー教室等、更に啓発を行っていきます。

### 3. 外来魚問題における今後の具体的かつ新たな取り組み

- (1) 希少種の生息する湖沼等で、公的機関から生息数抑制の要望が出た場合、基本的に、釣り堀などの指定された閉鎖水域への移し替えを前提に、積極的に防除に協力していきます。また、地域住民・釣り人・漁業者など、多くの人達が協力できる体制を築いていきます。
- (2) 米国やオーストラリアのライセンス制度等を参考にし、日本の自然にふさわしいライセンス制度の具体的検討に積極的に参加し、提言を行っていきます。また、調査協力及びライセンス制度検討にあたっては、関係各省庁・漁業者・釣り人・地域住民の人達とも連携を図り、積極的に参画し、ルールの確立を目指します。
- (3) 年間スケジュールを立て、(社)全日本釣り団体協議会など、関係団体と連携を取りながら、釣り人としての義務と責任などの啓発活動と共に、全国各地で定期的なゴミの清掃を実施していきます。
- (4) 『魚類調査合同委員会』(日釣振、行政、水産魚類学者、漁業者、釣り人、ボート協会、地域や住民の方々に構成)等による実態調査、全国の主要な水域の魚類実態調査等に、日釣振及び釣り人として積極的に協力をしていきます。
- (5) 特定外来種の指定に拘らず、(1)の通り、状況によって日釣振や釣り人も、キャッチアンドイト釣大会など、効果的かつ実質的な生息域・生息数の抑制など、防除にも協力していきます。
- (6) オオクチバスの生息数や生息域及び特性など、生態解明に向けて、モニタリングの積極的な協力を行います

全国におけるバス釣大会において、大会主催者や釣り人へモニタリング調査協力を依頼し、オオクチバスの生態等に関する報告を積極的に行ないます。

全国各地で定期的実施されているバス釣り大会の情報を、直接または日釣振を通して、関係省庁に知らせることが可能です。

これまでの大会記録は、主催団体や大会規模等によって報告事項が異なりますが、今後は、下記基本要綱などをベースにして、釣団体や釣り人の協力の下に報告していく事ができると思います。

日時、場所

天候、水質、水温等

在来種・外来種など生息魚種全般

釣果(重量・匹数等)

参加人員

水辺環境の変化や状況

その他

報告書の定型フォームは特別な計器が必要な、複雑な調査は別にしましても、今後、環境省や魚類学会の人達と協力をしながら、更により良い報告書を作っていけるのではと思っております。

- (7) 新生物多様性国家戦略で、身近な自然とのふれあいの場、自然環境教育のフィールドの場として、里地里山の保全が謳われています。

通常、一般市民が入らなくなった過疎地帯、ため池・小川などの水質や水辺環境の異常を、300万人と言われるバスアングラールがいち早く発見・通報する事が可能です。これまでも、自然や水辺の監視人としての役割を果たして参りましたが、更に環境省や地方自治体と連携

を取って、そのシステム作りに協力して参ります。

上記の点が、現在、日釣振で考えられる問題解決に向けた実施可能な提案です。

本提案は、オオクチバスが特定外来種の指定如何に拘らず、提出させて頂いております。しかし、現実問題としまして、これまでキャッチアンドリリースが禁止された琵琶湖や八郎潟などの経緯から考えて、釣り人の理解が得られない中での指定は、非常に残念な事ですが、釣り人の協力は大幅に減少するものと予想されます。